

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）試験問題(B)

注意事項

- 1 試験問題及び答案用紙には、受講番号と氏名を必ず記入してください。
- 2 試験問題は、問いの()に当てはまる正解と思われる下記①～④の数字を選んで解答欄に記入しなさい。
- 3 文字不明、その他質問のときは、だまって手を上げて係員のくるのを待って聞いてください。
- 4 試験問題と答案用紙は必ず返戻してください。
- 5 不正行為を行った者は、即時退場になります。

講習会試験日	
受験番号	氏名

科目 1 基礎知識 1

問 1 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 1995（平成7）年、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令の改正で、茶石綿（アモサイト）・青石綿（クロシドライト）の製造などの禁止が行われた。
- ② 2005（平成17）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
- ③ 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2に該当する建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- ④ 事前調査及び分析の結果の記録等は、工事終了後、1年間保存しなければならない。

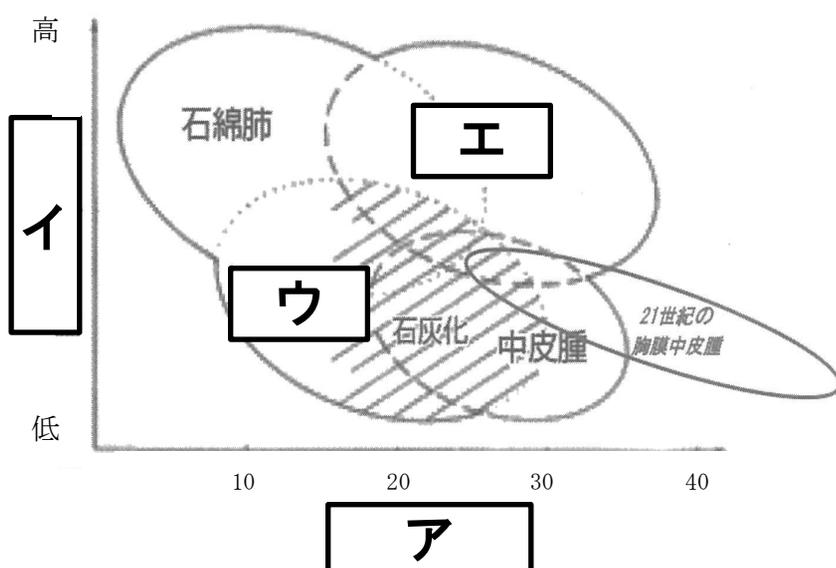
問 2 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、正しいを選びなさい。

- ① 蛇紋石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。
- ② アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、アモサイトは石綿セメント管にも多く使用された。
- ③ 石綿の特性として、電気を通しにくい、細菌・湿気に弱い点がある。
- ④ レベル1の石綿は、飛散性が低い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれない。

問 3 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.肺胞」→「6.細気管支」である。
- ② 中皮腫とは、腹膜のみに発生する悪性腫瘍をいう。
- ③ 非喫煙者の肺がん死亡率は、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約5倍となっている。
- ④ 石綿累積ばく露量（石綿濃度×石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関はない。

問 4 下図は、石綿ばく露と石綿関連疾患の発症に関するものである。選択肢①、②、③、④は、図中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを選びなさい。



- ① ア) 石綿ばく露年数
イ) 石綿濃度
ウ) プラーク
エ) 肺がん
- ② ア) 潜伏期間(年)
イ) 石綿濃度
ウ) プラーク
エ) 肺がん
- ③ ア) 潜伏期間(年)
イ) 石綿ばく露量
ウ) プラーク
エ) 肺がん
- ④ ア) 石綿ばく露年数
イ) 石綿ばく露量
ウ) 肺がん
エ) プラーク

問5 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 統計データは労災保険支給決定（労災認定）で集計されており、2014（平成26）年以降は、石綿関連疾患が約1,000名である。
- ② 作業を行わない静かな部屋では、空気中の石綿は自然沈降により床面に堆積するが、その部屋で作業を行うと床面の堆積物が再飛散し、おおむねこの再飛散により3倍程度に石綿の気中濃度が上昇するという報告がある。
- ③ 中皮腫の死亡率は石綿ばく露量に比例し、肺がんの死亡率は石綿ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- ④ 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1975（昭和50）年以前の建築物は優先順位が最も高い。

科目2 基礎知識 2

問6 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられているが、自主施工者に対しては義務付けられていない。
- ② 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が200㎡以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- ③ 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、吹付け石綿及び吹付けロックウールで石綿0.1重量パーセントを超えるものを使用することを禁止するとともに、建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時にこれらの建築材料の除去等を義務付けている。
- ④ 建築基準法では、建築物等の増改築時には、吹付け石綿および石綿含有吹付けロックウールを全て除去することが義務付けられており、例外の適用はない。

問7 下表は、建設リサイクル法の対象建設工事と規模である。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する規模を示したものである。規模の組合せとして正しいものを選びなさい。

No	対象建設工事	規 模
1	建築物に係る解体工事	ア
2	建築物に係る新築工事・増築工事	イ
3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事	ウ
4	建築物に係る新築工事等であって、新築又は増築工の事に該当しないもの	エ

- ① ア) 建築物の床面積の合計80㎡以上
イ) 建築物の床面積の合計500㎡以上
ウ) 請負代金の額500万円（税込）以上
エ) 請負代金の額1億円（税込）以上
- ② ア) 建築物の床面積の合計100㎡以上
イ) 建築物の床面積の合計500㎡以上
ウ) 請負代金の額500万円（税込）以上
エ) 請負代金の額1億円（税込）以上
- ③ ア) 請負代金の額500万円（税込）以上
イ) 請負代金の額1億円（税込）以上
ウ) 建築物の床面積の合計80㎡以上
エ) 建築物の床面積の合計500㎡以上
- ④ ア) 請負代金の額500万円（税込）以上
イ) 請負代金の額1億円（税込）以上
ウ) 建築物の床面積の合計100㎡以上
エ) 建築物の床面積の合計500㎡以上

問8 「リスク・コミュニケーション」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
- ② リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることは重要ではない。
- ③ リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。
- ④ 日本国内においては、石綿の飛散防止に関して、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションのガイドラインは公表されていない。

問9 「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。
- ② 石綿含有建材調査者は、石綿に関する知識だけでなく、対策や工法にも精通しておくことが必要である。
- ③ 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報について、状況によってはこうした情報を提供してもよい。
- ④ 調査において、石綿含有建材調査者は、自らの石綿ばく露に注意することはいうまでもないが、共用中の建築物内部の生活者、労働者等の石綿ばく露を回避・低減するための十分な配慮も必要である。

問10 「事前調査の具体的手順の例」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 事前調査は、目視調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
- ② 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、建物の各階のレイアウト看板や建物履歴などのヒアリング情報から推測し、目視調査のための事前準備を行う。
- ③ 目視調査においては、「石綿含有」とみなすこともできる。
- ④ 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、書面調査結果を優先する。

科目3 建築図面調査

問11 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 建築基準法では、建物利用者の生命及び安全の確保を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- ② 建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が2階にないものは耐火建築物としなければならない。
- ③ 建築基準法において「柱（構造上重要ではない間柱、附け柱を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ④ 建築基準法において「梁及び構造上重要ではない小ばり」は、建築物の主要構造部である。

問12 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱でも構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じない性能をいう。
- ② 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- ③ 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「床」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- ④ 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「30分間」である。

問13 「建築設備」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれない。
- ② 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に石綿が使われており、また、ボイラー室の壁や天井に吹付け石綿が使われていた。
- ③ レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合は、所定の厚さ以上の鉄板やステンレス板により製作することが法で定められており、耐火被覆は必要ない。
- ④ 昇降機のシャフト（昇降路）に、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿は施工されていない。

問14 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け工法のみである。
- ② 石綿含有吹付けパーライトは、耐火被覆が必要とされる部位に使用されている。
- ③ 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「セメント」と水である。
- ④ 耐火被覆及び内装仕上げ（吸音・断熱・結露）に用いられる石綿含有吹付けロックウールの半乾式吹付けの比重は、0.4~0.6(個別認定による)である。

問 15 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
- ② 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「グラスウールマット保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- ③ 石綿を含有している耐火被覆板は、1920年代から建築物、構造物、船舶などに多く使用されており、高温や低温の液体用の配管用鋼管、タンク、タービン、焼却炉の外周部などの保温、断熱、防露を目的として使用されていた。
- ④ けい酸カルシウム系保温材は、現場で粉末状の製品を水と練り合わせ、被保温箇所に塗り込み乾燥硬化させて使用されていた。

問 16 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- ② 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
- ③ 調査対象建築物の施工時期がわかればレベル3の石綿含有建材は、ある程度推測することができない。
- ④ 事前調査において石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を確認できない場合は石綿含有とみなすか、分析により確認する。

問 17 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ビニル床タイルの製造時期は、1952年から2004年である。
- ② 「a マーク」は、石綿則改正に伴い義務化された表示で、平成元年に石綿含有率5重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により、平成7年には石綿含有率1重量パーセント超に変更された。
- ③ 「a マーク」の表示は、通常は製品1枚に1か所なので「a マーク」があれば“石綿あり”といえるが、なくても“石綿無し”とはいえないことに注意する。
- ④ 石綿含有スラグせっこう板の大半の製品が、「準不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。

問 18 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので内装材として使われるが、外装材には使用されていない。
- ② 石綿含有パライト板は、主に、一般住宅の軒天井材に使用されている。
- ③ 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地に使われていた。
- ④ せっこうボードのうち、昭和45年から昭和61年に製造された製品には、石綿を含有するものはない。

問 19 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 石綿含有ビニル床タイルは、事務所、病院、公共施設などの床に多く使用されている。
- ② 石綿含有ビニル床シートの裏面には、必ず製品名などの印字がある。
- ③ 石綿含有窯業系サイディングには、「木繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント・けい酸カルシウム板系」の3種類があり、「木繊維補強セメント板系」については、石綿全てを原料としている。
- ④ 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品の厚さが厚く、踏み割れることない。

問 20 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 石綿発泡体に使用されている石綿の種類は「クロシドライト」石綿で、石綿の含有率は10～20%と低い。
- ② 石綿含有接着剤は、JIS規格に適合しない製品も製造・販売されており、石綿を使用しているものがあるので注意が必要である。
- ③ 石綿含有シール材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されたが、建築物以外の工作物の配管や機械（オイル漏れ防止）には使用されていない。
- ④ 石綿含有建築用仕上塗材自体は、塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがないため、これを破断し、除去しても含有する石綿が飛散するおそれはない。

問 21 「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、目視調査の計画を立てるために行う。
- ② 書面調査は、目視調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。
- ③ 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。
- ④ 書面調査における、「書面調査結果整理」とは、部屋、縦穴区画等ごとに、目視調査で確認や分析が必要な建材を整理し、試料採取計画表を作成することである。

問 22 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築物を建設するにあたり、担当官庁（建築指導課・消防署など）に建築物を建てる許可を得るために「建築確認申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を建築確認図面と言う。
- ② 施工図の内容は詳細事項が多いため、理解するには専門知識が必要である。
- ③ 図面上の情報は、改修作業等の度に更新されるため、現在までの利用過程における改修作業等が反映されている。
- ④ 図面は石綿含有建材建材の情報を網羅しているわけではなく、図面からの情報のみによって石綿含有建材の利用状況の判断をしてはならない、図面からの情報を参考にしつつも、必ず現地での使用状況を1つ1つ丁寧に現認し、図面との整合性をチェックしていくことが必要である。

問 23 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- ② 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。
- ③ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、情報整備を現在も行っており、適宜、更新が行われるので最新版に留意する。
- ④ 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的に原料として工場で混入していたという情報である。ただし、意図的に添加していなくても、非意図的に法令基準の0.1%超で混入している可能性があるので注意が必要である。

科目 4 現場調査

問 24 「目視調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があるが、再調査を行うことで正確性が高まり、依頼者からの信頼をより得られる。
- ② 石綿含有建材調査者は、事前調査をするにあたり、所有者からの情報は曖昧なものが多く時間が無駄になるので、打ち合わせを行う必要はなく、書面等からの情報だけで計画を立てることを心掛ける必要がある。
- ③ 目視調査では、調査に必要な人数は何人か、調査できる時間やどのような前段取りや機材が必要か、予想される事態は何かなど調査全体にわたる計画を事前に検討しておくことが必要である。
- ④ 大気汚染防止法においては、調査結果を発注者へ書面で報告する必要はない。

問 25 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 目視調査に臨む基本姿勢として、現場はさまざまな状況があり、動線計画を事前に立てても無駄になることが多く、効率的ではない。
- ② 採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのが効率的な調査方法である。
- ③ 事前調査では、石綿含有建材はほとんどが建築物の内部に使用されていることから、内部の各部屋から調査を始め、建物の外観は書面調査を行えば特に現地での確認の必要はない。
- ④ 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。

問 26 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 令和3年4月以降において、事前調査では、書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、目視調査は行わなくてもよい。
- ② 目視調査における「目視」による調査とは、「単に外観を見ること」で、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠について調査する必要はない。
- ③ レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所に使用もされており、法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）では使用されていない。
- ④ 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者は、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則など最新の関係法令を遵守しなければならない。

問 27 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
- ② 試料採取の際、除去等の作業のように大量の粉じんが発塵するわけではないが、防じんマスクのフィルターは、2～3ヶ月に1度程度は交換することが望ましい。
- ③ 石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「6カ月以内ごとに1回」、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。
- ④ レベル1の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないと判定できる。

問 28 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 成形板の裏面調査において、不燃番号がNM-〇〇〇〇と表記されていれば、早くとも「平成10年以降」の製品である。
- ② 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示もありうるので、一つの表示だけでなく総合的に判断するとよい。
- ③ 改修工事において、部屋全体を貼り替えた場合は、他の部屋に比べ、天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合があるが、このような場合の天井ボードの試料採取は「古い方の材料」からだけでよい。
- ④ 住宅屋根用化粧スレート的一种であるリブ型スレートを葺いている場合、改修時には元の屋根材を除去せずに、その上に二重に屋根材を葺く場合があるが、新たな屋根材が石綿無含有な場合は、元の材料も石綿無含有であることが多い。

問 29 写真の建材の裏面から得られる情報①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。



- ① アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。
- ② アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ③ 国土交通大臣認定不燃材料 NM-8314 は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ④ 天井・壁等の裏面調査で得られた情報では、建材を製造していたメーカーが存在しないケースはない。

問 30 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 試料採取にあたって、HEPA フィルタ付き真空掃除機、養生シートはどのような場合であっても使用しないため、準備する必要はない。
- ② 複数の場所で採取する場合には、汚染物を少なくするため、採取道具を洗浄したり手袋を交換する必要はない。
- ③ 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「不均一」になっている可能性が極めて高い
- ④ 吹付け材において石綿の含有率が低い場合は、「石綿無し」と判断できる。

問 31 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。
- ② 平屋建ての建築物で施工範囲が 3000 m²未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の 2 箇所以上、1 箇所あたり 10 立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ③ 採取後は飛散防止処理剤を散布して吹付け材を固化し、身体・床面その他周辺を HEPA フィルタ付き真空掃除機で清掃する。
- ④ 耐火被覆材には、「吹付け材」、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」があり、「耐火塗材」は含まれない。

問 32 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 形成板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
- ② 複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャー（質感）が付与されていることが多く。これらの凹凸部分を形成している主材は、場所によって組成にバラつきがある。
- ③ 解体を目的とした場合の建築用仕上塗材は、「下地調整塗材」が調査対象であり、「仕上塗材」は調査対象外となる。
- ④ 採取した試料を分析機関に提出する際は、試料採取者と整理する者を分け、分業して実施するほうが効率がよい。

問 33 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
- ② 撮影に際しての留意事項として、カメラの画素数は、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準じる。
- ③ デジカメはメモ代わりにもなるから、たくさん撮影することが編集に役立つ。また念のため 1 シーンを 2 枚ずつ同じ位置で連続して撮ることに留意する。
- ④ 劣化状況の判定において、ボイラー室の壁に吹付け石綿があり、この一部の壁にスコップの痕がついてへこんでいるが、他の壁や天井については脱落や垂れ下がりが無い状態の場合は、「劣化なし（劣化が見られない）」と判定する。

問 34 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 目視調査において、「やや劣化（一部劣化状態）」と判定した場合でも、「今後も現状を保持できる」という判断は間違いであり、原因が解明・改善されてなく、付着力の判定がされていないので吹付け石綿の脱落が起こる可能性がある。
- ② 調査する部屋に天井にボードがある場合は、「囲込み済」であり、飛散の可能性は極めて僅かである。
- ③ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことが求められている。
- ④ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「調査の責任分担を明確にする」ことが求められている。

問 35 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 定性分析の方法として、「定性分析法 1」、「定性分析法 2」、「定性分析法 3」の 3 種類がある。
- ② 定性分析法 3 の電子顕微鏡法は、定性分析法 1 または定性分析法 2 を補完するものであり、定性分析法 3 単独で石綿無しの判定を行う方法ではない。
- ③ 定性分析方法 1 及び定量分析方法 2 は、建材製品、天然鉱物のアスベスト分析には適用できるが、それらを原料としてできた製品中のアスベスト分析には適用できない。
- ④ 定性分析方法 1 及び定性分析方法 2 は、“アスベストの含有の有無の判定基準”が異なっている。

問 36 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 目視調査個票は、調査した「部屋の順番」に作成することが望ましい。
- ② 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領後は、分析機関から送られてきた結果には間違いはないため、特にチェックを行う必要はない。
- ③ 分析結果報告書を受領した場合、必要な書類（社判押印、分析者氏名、分析結果総括、試料別の結果、写真やチャート図その他）が揃っているかを確認する。
- ④ 分析結果のチェックにおいて、分析機関側での試料取り違えの可能性はないかを確認する。

科目5 報告書作成

問 37 「目視調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、その場合は、所有者の負担を踏まえ最小限の調査にとどめる。
- ② 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は不明に「○」をする。
- ③ 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載する。また、補助した者の名前についても必ず記載する。
- ④ 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。

問 38 目視調査報告書における建築物の概要欄に「該当しない項目」を選びなさい。

- ① 建築物用途
- ② 確認済証交付日・番号
- ③ 建築物使用者
- ④ 延べ床面積

問 39 「目視調査個票の記入」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをすることは避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
- ② 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
- ③ 部屋ごとの記入における劣化度の判定は、石綿含有建材調査者の技術として重要であり、必須の記入項目であり、十分な知識と経験、正確性と公平性、普遍性が求められていることに留意する。
- ④ 写真集の作成にあたっては、石綿含有建材調査者以外に補助員を用意し、撮影させることで、様々な構図や異なる視点が得られる。

問 40 次の①～④のうち、事前調査記録の記載事項に含まれないものを選びなさい。

- ① 事業者の名称、住所及び電話番号
- ② 調査対象の建築物等の竣工日等
- ③ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ④ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

問 41 「所有者等への報告」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- ② 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- ③ 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。
- ④ 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。